2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　特定建設工事共同企業体にあっては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年10月16日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長から「令和７・８・９年度千曲川上今井遊水地可動堰本体工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

⑹　平成22年度以降に元請として完成した工事で、下記の要件を満たす（固定・可動）堰、水門又は閘門の工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶ又は経常建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

・最大径間長が20m以上であること。

⑺　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が特定ＪＶにあっては均等割りの10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成22年度以降に、元請として完成した上記⑹に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。）。なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記⑹に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していること。

元請として完成した上記⑹に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⒁　提出された技術提案（通常技術提案）に係る施工計画が適正であること。

⒂　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

２）技術提案

ⓐ　技術向上提案　可動堰本体工（コンクリート）の施工時における工夫

ⓑ　通常技術提案　既成杭工及び法覆護岸工（植生工は除く）の確実な施工に関する工夫

３）企業の技術力

Ａ．企業の施工能力

ⓐ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業

⑵　総合評価の方法

１）標準点本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

なお、上記⑴２）ⓐの技術向上提案を行わない者は、それ以外の内容に応じて、施工体制評価点及び加算点を算出し与える。また、上記⑴２）ⓐの技術向上提案については、予定価格の制限の範囲内かつ本工事において求める技術向上の実施に要する費用の上限額以下の入札参加者のうち、提案内容に応じて、的確性及び実現性の評価を行い加算点を与える。

３）評価値価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、加算点のうち、技術提案に係る評価は、技術向上提案と通常技術提案の各評価点の合計である。技術向上提案に係る費用については、本工事の予定価格に含まれていないため、入札価格に当該費用を含めないこと。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次のㇰからㇴの要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。